

第1回検討会・WGに対するご意見への対応の方向性

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
1	床面積100㎡単位で、日本のお店の何%ぐらいが分布するのか調べて欲しい。	小規模店舗	規模等	第2回検討会資料5により説明いたします。
2	小規模店舗の面積区分について、区切った意図(根拠)を示して欲しい。			前回資料では、一例として面積区分を案として提示しました。面積区分の考え方については、第2回検討会資料5により説明いたします。
3	床面積300㎡以下のところもバリアフリー対応して貰えると良い。小規模店舗の場合、車椅子だと段差や固定椅子により利用しづらいことが多い。			店舗業種別ごとに標準的な規模を整理・分析を行い、その店舗のサービス形態に応じたバリアフリー対応の配慮が必要な単位空間について検討していきます。(資料5参照)
4	100㎡以下等の路面店はハード面での対応が困難で、ソフト面の対応になるのではないか。			それぞれの店舗業種に応じて立地や出店計画等の条件により、ビルインタイプである「複合店舗」「路面店舗」、ロードサイドタイプである「独立店舗」の3つの店舗形態に特徴づけられます。この店舗形態に対してそれぞれのトイレの考え方が異なるため、今後、整理していきます。
5	配慮すべき点について面積規模、店舗用途、店舗形態による整理ができるが良い。			
6	店舗の床面積の規模に応じてトイレの設置条件等を決めても良いのではないか。			
7	小規模店舗の場合、事業採算性の観点から通路幅員やトイレ面積を確保することが困難なケースも多くある。それぞれの企業の背景や計画条件のばらつきを考慮した建築設計標準になると良い。			
8	特別特定建築物の店舗内のバリアフリー整備基準が必要ではないか。			
9	小規模店舗における事業採算性を考慮した建築設計標準であることが整備実行性を高める。	店舗内部(ハード面)	今回は義務基準化は検討しませんが、本検討会において、店舗内部の単位空間ごとに設計のポイントや設計例をお示しすることを検討していきます。(資料5参照)	
10	ちょっとした工夫やお金をかけずに出来る事をまとめたアイデア集があると良い。		単位空間ごとに設計のポイントや設計例をお示しすることを検討していきます。(資料5参照)	
11	確認申請が生じない小規模店舗工事は対象とならない等、ルール作りに難しい面はありますが、オリンピック・パラリンピックを起点に、全国統一マニュアル化を望みます。			
12	ただスペースを用意するだけでなく、次の動作を考えた(機能性に視点を置いた)空間や設備等をつくるのが重要である。			

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
13	小規模建築物の適合率が低い原因を明らかにし、解決策を示すべきである。 社会全体で機運を高め、浸透させる中長期視点での段階的な基準づくりが有効。	小規模店舗	店舗内部(ハード面)	小規模店舗のバリアフリー化を推進するためには、小規模店舗に応じた具体的な設計方法を示すことが重要であると考えており、高齢者・障害者団体、事業者団体等が一堂に会する本検討会にて、バリアフリー上の工夫や優良事例等を整理した建築設計標準を作成いただき、広く周知していきたいと考えています。
14	【企業名:(株)ローソン】 バリアフリー対応のトイレがある店舗について情報提供しているか。		業界の取組み	【(株)ローソンからの回答(検討会)】 ローソンホームページの店舗検索において可能です。 全国で約5,400店舗が対応しています。
15	【企業名:(株)ローソン】 1)ローソンでの車椅子で利用できるトイレの標準サイズはいくつか。 2)5400店舗は車椅子で利用できる広さのトイレがある店舗の数か。			【(株)ローソンからの回答】 1)2019年までは2,300×1,600mm、それ以降は2000mm角を標準寸法としています。 2)14,000店舗のうち、5,400店舗に車椅子使用者用トイレが設置されています。
16	【企業名:ローソン】 1)売上に直結しないトイレの面積をどのように確保したか。 2)大家への理解協力をどのように行ったか。			【(株)ローソンからの回答】 1)会社として店舗標準図等を作成し、バリアフリー対応の考えをもって実施しています。 2)テナントへの入居にあたって、コンビニの店舗標準をもとに、店舗プランを作成・提示しビルオーナーのプラン承認を得て実行しております。
17	他のコンビニエンスストアのバリアフリー対応についてもご紹介いただきたい。			【(株)ローソンからの回答(検討会)】 他のチェーン店でも同じような取組みがされていると認識しています。 コンビニではバリアフリー店舗が増えています。 【ミニストップ(株)からの回答】 出入口の自動ドア(2003年以降)、バリアフリー対応トイレ(2008年以降)を標準として採用しています。
18	コンビニはほぼ町のインフラとなっているため、トイレの整備等に期待している。			
19	店舗内だけで解決できない場合、近隣も含めたバリアフリー整備の考え方も重要ではないか。		その他	テナントビルにおける共用の車椅子使用者用便所の整備、近隣の店舗との連携について、記述します。
20	利用後の意見収集や利用頻度の増加等の比較調査が必要。			建築設計標準 第2部第1章 1.1(3)さらに使いやすく快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積に基づき、スパイラルアップの考え方について、記述します。
21	増改築向けのガイドラインも必要ではないか。			改善・改修のポイントについて、記述します。

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
22	利用頻度の高いコンビニに対して一律の基準があると利用者は使いやすい。	小規模店舗	物販店舗	関係団体及び大手コンビニの複数社へのヒアリングを踏まえ、建築設計標準の中で、コンビニの標準的な整備イメージについて検討します。
23	大型ショッピングセンター内のテナント店舗も対象になるか。			テナント店舗の面積が2,000㎡未満の場合も対象とします。
24	望ましい基準には外れても柔軟な対応事例を多く示し、弾力的な運用が可能な基準とすることが求められる。実行性の高い(適合率向上させる)設計標準になることを望む。		事例	柔軟な対応事例を多く示し、弾力的な運用が可能となるよう、検討していきたいと考えています。
25	優良設計事例は設計者にとって参考になる。			
26	・練馬区(お店や診療所、銭湯などのバリアフリー整備助成) https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/barrierfree.html ・明石市(合理的配慮の提供を支援する助成制度) https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_kasabetsu/joseikin.html ・朝霞市オリンピック・パラリンピックバリアフリー関連補助金 ※このような自治体の取り組みからも優良事例が探せるかもしれない。			
27	日本橋人形町にある簡易スロープ、インターホン、車椅子使用者便房を設置した和食店			
28	名古屋にある大規模百貨店(車椅子試着室、通路幅のある百貨店)			
29	差別を受けたことが多かったのが飲食店であり、環境整備、バリアフリー化が必要である。			
30	小規模店舗において、ハードはソフトの工夫で補うことができる。ハードとソフトの連携によりバリアフリーへの対応ができる考える。	ハードとソフトの相互補完	ハード対応とあわせて接遇等のソフト対応について、業界団体のマニュアル等を参考に記述します。	

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
31	制約のある小規模店舗でもできる方策について(オペレーションでの補い方やサイン計画等)建築に限らず多方面からの検討に期待。	小規模店舗	ソフト面の工夫	ショッピングセンター管理者向けお客様対応マニュアル((一社)日本ショッピングセンター協会)、外食産業における障がい者接遇マニュアル((一社)日本フードサービス協会、(公財)日本補助犬協会)、銀行におけるバリアフリーガイドブック((一社)全国銀行協会)等を参考に、ソフト面の工夫について記述します。
32	ソフト面の充実の促進が必要。			
33	コンビニの外国人店員はコミュニケーション力が高い人が多く、スムーズな対応をしてくれたことがあった。日本人の場合苦手な人が多いのではないか。			
34	接遇対応に関して充実して欲しい。			
35	日本ショッピングセンター協会のマニュアルを参考に小規模店舗へも展開出来たらよい。			
36	理想的には日常においてもバリアフリー対応への意識の向上が必要である。			
37	サービス等において世界に後れをとらない対策をすべきである。			
38	従業員が各障害特性を理解し共有することで、利用者の安心、更に施設の利用に繋がる。			建築設計標準 第2部第1章 1.1(1)②高齢者、障害者等の対応の考え方に基づき、利用特性や幅広い障害特性について、記述します。また介助者(手話通訳)ではなく本人に向けた対応の必要性(聴覚障害者)、明かりや音について、かなり負担に感じる人がいること(精神障害)について、記述の充実を図ります。
39	発達障害の特性上、様々な感覚の過敏性の問題があり、それを理解していただくためには、ソフト面の充実が重要である。			
40	店舗スタッフには、接遇に加えてひとの動きについて基本的理解が必要。			
41	対応時は、介助者(手話通訳)ではなく本人に向けた対応が大切である。			
42	明かりや音について、かなり負担に感じる人もいるため検討していただきたい。(精神障害)			
43	発達障害者等は、店舗での会計時に現金で支払うことは難しい場合がある。この場合、店舗側で利用履歴が残るような、キャッシュレス化(電子マネー等)の導入とともに、店員がヘルプマーク等で障害者であることをいち早く気づき、丁寧な接客対応が行われるようになることも大切である。			

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
44	コンビニや飲食店のバリアフリーについて事前に調べてから利用するようにしている。(そのための情報提供が必要)	小規模店舗	情報提供	バリアフリー対応トイレのある店舗やバリアフリー対応が行われている飲食店のホームページ検索等の取組み事例を紹介します。
45	取組結果について特に当事者家族への情報提供及び関係機関との連携が重要。			
46	アプリを利用しなくても、店舗を見ればどのようなバリアフリー対応がされているか、わかりやすいサインを設け、オリパラ以降も継続していける様なシステムづくりを望みます。			
47	東京都福祉のまちづくり条例に関するガイドラインには、店舗内部の配慮に関する記載もある。条例では、移動等円滑化経路のバリアフリーの基準について、どの規模の店舗に対して適合を求めているのか。		条例等	東京都福祉のまちづくり条例では、200㎡以上の店舗について、移動等円滑化経路のバリアフリーの基準への適合を求めています。(東京都)
48	小規模店舗の設計標準が、バリアフリー基本構想策定の際に、小規模店舗を生活関連施設として指定することに対するバックアップになるのではないかと期待している。		周知	本検討会にて小規模店舗の建築設計標準追補版を取り纏めて頂き次第、バリアフリー基本構想を策定する地方公共団体等にも、広く周知していきたいと考えています。
49	小規模店舗のバリアフリー化は中央だけでなく地方にも広めていただきたい。			
50	建築などの基準を守ればよいではなく、相手側の利便向上に向けた取組を盛り込んだ、建築設計標準となる事を強く望みます。	建築設計標準	検討の方向性	建築プロジェクトの事業計画の策定の際に、バリアフリーの観点を盛り込むことが、高齢者、障害者のみならず、全ての利用者にとって安心・快適な利用につながることを記述します。
51	地方公共団体の条例に期待するだけでなく、国として実行性あるものとしてどう誘導促進するか示すことが必要。			建築物のバリアフリー化を推進するためには、設計者をはじめ、関係者に具体的な設計方法を示すことが重要であると考えており、高齢者・障害者団体、事業者団体等が一堂に会する本検討会にて、バリアフリー上の工夫や優良事例等を整理した建築設計標準を作成いただき、広く周知していきたいと考えています。
52	弱視者への対応について、建築設計標準の記述が不足している。		視覚障害者対応	「見えづらい・見えにくい人の暮らし」弱視に関する懇談会報告書(日本視覚障害者団体連合)を参考に、記述の充実を図ります。

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
53	ホテルにおける明るさ(照度)の基準はあるか。	建築設計標準	視覚障害者対応	「公衆浴場における衛生等管理要領等について(厚労省)」において旅館・ホテル営業の施設設備の基準(採光・照明設備)がありますが、照度基準はありません。
54	利用者の年齢等に応じた適当な照度の確保が必要である。			JIS Z 9110:2010照明基準総則に、物品販売店等の照度が示されていることを紹介します。
55	全日本ろうあ連盟の手話マークを建築設計標準で紹介してほしい。			手話マークを採用している事例をご紹介いただければ、建築設計標準に掲載させていただきます。
56	障害者雇用の視点からも建築物のバリアフリー化を検討することが重要である。		障害者雇用の視点	建築設計標準 第2部第1章 1.1(1)①すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方に『働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物ですべての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。』と記述していますが、さらに記述の充実を図ります。
57	設計事例の紹介はイメージしやすいため、工夫していただきたい。		設計事例集	建築設計標準 第2部第3章 設計事例集の事例の充実を図ります。また古い事例については一部削除します。(古い事例を含む過年度の建築設計標準の第3章は、継続的に国交省HPに掲載します。)
58	オリパラ施設は既存改修と新規を広範に集めるとよい。他の事例も要更新。			
59	訪日外国人の障害者に対して、Webやパンフレット等情報提供を行うときには、常に施設のバリアフリー情報も提供していただきたい。	情報提供	—	オリパラ競技会場周辺における高齢者・障害者が利用可能なバリアフリー飲食施設ガイドを多言語(日・英)にて作成し、WEB上で情報公開を行いパソコンやスマホで閲覧可能なものとする予定です。(観光庁)
60	情報提供のあり方については視覚・聴覚等障害特性に応じた情報の選択が可能とする。情報過多だと読み取りの面で苦勞することがある。			観光地のバリアフリー情報提供の促進に向け、観光庁と連携し、平成30年度に作成した「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」を自治体の観光協会等への周知を行っています。(総合政策局安心生活政策課)
				建築設計標準では事前にお知らせする施設のバリアフリー対応の情報提供項目の例を示し、利用者に対して適切な情報の提供ができるよう記述を充実します。

	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
61	都市型構想でモデルになる所は沢山あるが、地方・過疎地域によっても異なる。各自治体の障害福祉計画と連動していることが望ましい。	バリアフリー法、基準等	—	本検討会にて建築設計標準を取り纏めて頂き次第、障害福祉施策を担当されている厚生労働省にも、広く周知していきたいと考えています。
62	利用者の意見に基づき法整備でどこまでの対応が可能か検討が必要。			社会要請の変化を踏まえつつ、建築設計標準等の定期的な見直し検討機会等を利用して、継続的に検討を行います。
63	最低限の設置基準を統一化し、利用者が迷わない仕組みを策定する必要がある。			
64	法や条例等各基準で共通する数値的基準が必要。			
65	社会構造の変化に伴い定期的な見直し検討が必要である。			
66	国レベルでも、一般客室のUD化、国際基準を見据えてバリアフリールームの設置率の引き上げ(3-5%)も引き続きご検討いただきたい。			